

三朝町職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

三朝町長

三朝町規則第9号

三朝町職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

三朝町職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和45年三朝町規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、町長が定めるところに従い、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の<u>いずれかに該当する場合</u>についても同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住居、通勤経路、<u>通勤方法若しくは給与条例第11条第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場の料金に変更があった場合</u></p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は<u>第12条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場の料金を証明する書類の提出</u>を求め等の方法により確認し、その者が給与条例第11条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>第8条 給与条例第11条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び<u>第11条第2号</u>において「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、町長が定めるところに従い、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の<u>1に該当する場合</u>についても同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住居、通勤経路若しくは<u>通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合</u></p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求め等の方法により確認し、その者が給与条例第11条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>第8条 給与条例第11条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び<u>第10条第2号</u>において「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ</p>

合理的であると認められる交通機関 通用期間が支給単位期間（給与条例第11条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

(2) 略

2 略

(自動車等使用者の支給額)

第9条 給与条例第11条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 片道5キロメートル未満 2,000円

(2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円

(3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円

(4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円

(5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円

(6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円

(7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円

(8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円

(9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円

(10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円

(11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円

(12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円

(13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円

(14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円

(15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円

(16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円

(17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円

(18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円

(19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円

(20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円

(21) 片道100キロメートル以上 66,400円

(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)

合理的であると認められる交通機関 通用期間が支給単位期間（給与条例第11条第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

(2) 略

2 略

(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)

第10条 略

(併用者の区分及び支給額)

第11条 給与条例第11条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 給与条例第11条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に定める額(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同条第2項第1号に定める額

(3) 給与条例第11条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額(駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同条第2項第2号に定める額

(駐車場等の要件)

第12条 給与条例第11条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして町長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは給与条例第9条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして町長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると町長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める要件とする。

第9条 略

(併用者の区分及び支給額)

第10条 給与条例第11条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 給与条例第11条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に定める額

(3) 給与条例第11条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同項第2号に定める額

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)
第13条 給与条例第11条第3項の規則で定める職員は、第11条第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)
第14条 給与条例第11条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

- (1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウにまでに定める額
ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 町長が定める額
(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

(交通の用具)
第15条 略

(支給日等)
第16条 略

(支給の始期及び終期)
第17条 略

(返納の事由及び額等)
第18条 給与条例第11条第6項の別に定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。
(1) 略
(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、三朝町職員の自己啓発等

(交通の用具)
第11条 略

(支給日等)
第12条 略

(支給の始期及び終期)
第13条 略

(返納の事由及び額等)
第14条 給与条例第11条第5項の別に定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。
(1) 略
(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、三朝町職員の自己啓発等

休業に関する条例（平成20年三朝町条例第18号）第2条の規定により自己啓発等休業をし、三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年三朝町条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は地公法第29条第1項の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第20条第2項において「休職等となった場合」という。）

(4) 略

2 交通機関に係る通勤手当に係る給与条例第11条第6項の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第11条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が150,000円以下であった場合前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払い戻しを、町長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 略

3 給与条例第11条第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第19条 給与条例第11条第7項に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) 略

2 略

第20条 支給単位期間は、第17条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3 略

(支給できない場合)

休業に関する条例（平成20年三朝町条例第18号）第2条の規定により自己啓発等休業をし、三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年三朝町条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は地公法第29条第1項の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「休職等となった場合」という。）

(4) 略

2 交通機関に係る通勤手当に係る給与条例第11条第5項の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が150,000円以下であった場合前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払い戻しを、町長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 略

3 給与条例第11条第5項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第15条 給与条例第11条第6項に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) 略

2 略

第16条 支給単位期間は、第13条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3 略

(支給できない場合)

第21条 略

(支給方法)

第22条 略

第17条 略

(支給方法)

第18条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和8年三朝町条例第2号)第4条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)第11条第3項に規定する駐車場等をいう。)を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至ったものは、この規則による改正後の三朝町職員の通勤手当の支給に関する規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。